

環太平洋経済連携協定(TPP)に反対!! 免税軽油制度の恒久化を!!

国会・政府に対し意見書を提出

議会は当該地方公共団体の「公益に関するすべての事項」にわたって、その内容について権限を有する関係行政庁に意見書を提出することができます。(地方自治法第99条)

12月定例会においては、本町においても特に重要な案件として下記の意見書が議会で採択され、国会及び関係閣僚へ提出されました。

環太平洋経済連携協定(TPP)に反対する意見書(要旨)

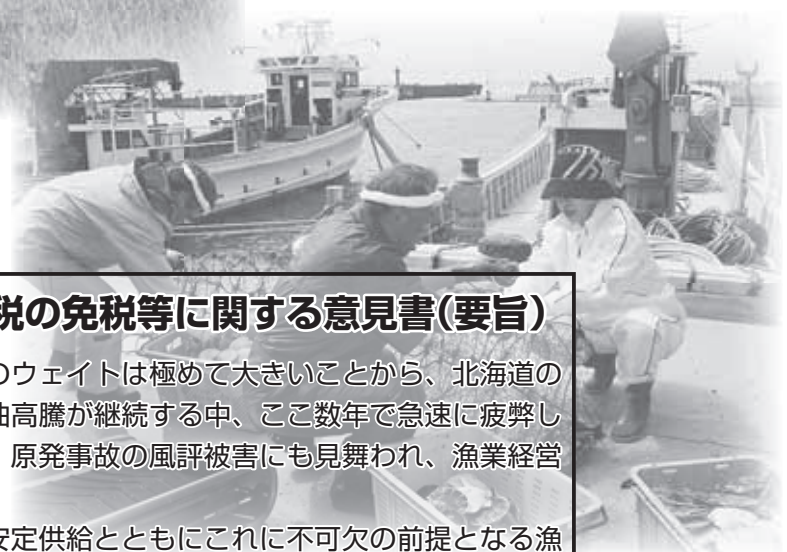
農林水産業を基幹産業とする本道(町)においてTPPが締結されると、海外の安い農水産物が大量に流入し、農山漁村は崩壊するおそれが高い。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意のないまま、交渉参加へ向けた関係国との協議を内閣総理大臣が表明したことは極めて遺憾であり、今政府が行うべきことは、足腰の強い農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることである。

国においては、TPP協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて、十分な情報提供とあわせて国民的な議論を行うとともに、道民・国民合意のないまま関税撤廃を原則とするTPP協定には参加しないことを重ねて強く要望する。



※このほか、スキー場ゲレンデ整備に使用する圧雪車等の燃油に関する免税措置の継続を求める意見書が採択されました。



漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書(要旨)

漁業においては、コストに占める燃油のウェイトは極めて大きいことから、北海道の漁業はかねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに、今回の東日本大震災に加え、原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営は深刻の度を深めている。

このような中、国民に対する水産物の安定供給とともにこれに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、以下の措置を講じることを要望する。

1. 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置及び農林漁業用A重油にかかる石油・石炭税の免税・還付措置について恒久化すること。
2. 地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じ、特に燃油への課税については油種にかかわらず負担増を回避すること。